

スターツのつみたて投信取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、スターツのつみたて投信を行う上で特に必要となる事項及び基準を定め、適切な運営及び誠実かつ公正な取引を目的とする。

(累積投資取引)

第2条 当社で取扱う累積投資信託銘柄（以下、「累投銘柄」という。）にて、本規程の定めに従い、顧客との累積投資取引を行うものとする。

2 顧客が買付できる投資信託は、当社が取扱っている投資信託とする。

(スターツのつみたて投信の申込)

第3条 顧客から、「スターツのつみたて投信 申込・変更・中止届」を受領する事によって、契約を締結するものとする。

2 申込の際には、顧客から「契約締結前交付書面受領書兼確認書」及び「投資確認書」等の書面を徴求するものとする。

(指定投資信託の買付)

第4条 毎月一定の日（以下、「買付日」という。）に、当社の定める金額以上且つ当社の定める単位にて、顧客から指定された内容の通りに、投資信託の買付を行うものとする。

2 買付日が営業日ではない場合、又は申込み不可日の場合は、原則として翌営業日に買付を行うものとする。

3 買付する金額の変更は、顧客から「スターツのつみたて投信 申込・変更・中止届」を受領する事により変更することができる。

(金銭の払込)

第5条 投資信託の買付に必要な金銭については、「スターツのつみたて投信 申込・変更・中止届」により、顧客に以下のいずれかの方法を指定して頂くものとする。

(1) 顧客の指定金融機関の預貯金口座から自動引落による方法

(2) 証券総合サービス口座内におけるMRF残高より自動換金する方法

(申込事項の変更等)

第6条 申込事項に変更がある場合は、顧客から「スターツのつみたて投信 申込・変更・中止届」を受領することにより手続きを行うものとする。

(買付の停止)

第7条 当社は、第4条に係わらず、顧客の指定金融機関の預貯金残高が不足していた、又はMRF残高が不足していた（以下、「残高不足」という。）ことにより買付の際に、第4条に定める金銭の払込が無い場合、又は前条に基づき顧客が買付申込の中止を行った場合、投資信託の買付は、原則行わないものとする。

2 非課税口座での買付の際において、顧客が指定した買付金額が非課税買付可能額を超過している場合は、非課税口座での買付は一切行わないものとする。

但し、つみたて投資枠での買付で上限を超過した場合で、成長投資枠の利用可能金額で全額買付出来る場合に限っては成長投資枠での買付となる。

3 第1項の場合に、顧客から前条の届出が無い場合には、以後の買付を停止する等、当社の判断により取引の全部又は一部を制限する事ができる。

(対象投資信託の除外)

第8条 対象となる投資信託が以下のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託を対象となる投資信託から除外する事ができる。

尚、この場合には、顧客に遅滞なく通知を行うものとする。

- (1) 当該投資信託が償還される事となった場合若しくは償還された場合
- (2) 対象となる投資信託の買付口数が当社の定める口数以下となった場合
- (3) その他、当社が必要と認める場合

(分配金の取扱い)

第9条 対象となる投資信託の分配金については、「証券総合サービス申込書」及び「届出内容変更届」及び「スターツのつみたて投信 申込・変更・中止届」にて、顧客が指定した以下の未上場投信等の利金・分配金の取扱指定に従う。

- (1) MRF買付
- (2) 指定預金口座へ送金
- (3) 再投資

(通知)

第10条 累積投資取引による取引明細及び残高明細の通知は、取引残高報告書等により行う。

(投資信託の換金、金銭の返還)

第11条 顧客から投資信託の換金申込があった場合は、取引約款集並びに投資信託の目論見書に従い、投資信託の換金申込を行うものとする。

2 顧客から金銭の返還を請求された際には、取引約款集の定めに従い返還を行うものとする。

(解約)

第12条 取引約款集等に定める解約事項以外で、次のいずれかに該当した場合、この取引の解約を行うものとする。

- (1) 顧客の指定投資信託が、第8条の規定に従い対象となる投資信託から除外され、他の投資信託の申込がされていない場合
- (2) 顧客が、取引約款集等の改正に同意されない場合
- (3) 当社が累積投資取引を継続する事ができなくなった場合
- (4) その他、顧客に累積投資取引を継続しがたい事由が生じた当社が判断した場合

(その他)

第13条 本規程に定めのない事項に関しては、金融商品取引法等の法令並びに諸規則等の定めによるものとする。

以上

附則

2022年1月1日 制定

2024年1月1日 施行